

遠音別岳原生自然環境保全地域

○原生自然環境保全地域の指定（昭和55年2月4日 環境庁告示第5号）

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定に基づき、次の区域を遠音別岳原生自然環境保全地域に指定し、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この原生自然環境保全地域の区域を表示した図面は、環境庁、北海道庁及び関係町役場に備えつけて供覧する。

1 区域

北海道斜里郡斜里町内国有林網走地域施業計画区斜里事業区306林班の全部並びに233林班、235林班及び308林班の各一部北海道目梨郡羅臼町内国有林根釧地域施業計画区標津事業区207林班及び210林班の各一部

2 区域図（省略）

○保全計画の決定（昭和55年2月4日 環境庁告示第6号）

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第15条第1項の規定に基づき、遠音別岳原生自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

1 保全のための規制に関する事項

立入制限地区の指定は行わない。

2 保全のための施設に関する事項

保全施設を次のとおり設ける。

(1) 施設の種類

標識その他これに類する施設

(2) 位置

北海道斜里郡斜里町及び目梨郡羅臼町